

官民競争入札等監理委員会

第 36 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 36 回 官民競争入札等監理委員会

議事次第

日時:平成 20 年 7 月 3 日(木) 14:10~15:02

場所:永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 議 事

(1) 実施要項案について

- ・ 牛乳乳製品統計調査
- ・ 生鮮食料品価格・販売動向調査
- ・ 木材流通統計調査のうち木材価格統計調査

(2) 国民各層との対話(有識者ヒアリングの結果報告)

3. 閉 会

< 出席者 >

(委員)

落合委員長、本田委員長代理、逢見委員、小幡委員、榎谷委員、片山委員、小林委員、
前原委員、森委員、吉野委員、渡邊委員

(事務局)

浜野官房長、藤岡内閣府審議官、中藤官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事
官、森山参事官、森丘参事官、徳山企画官

(農林水産省)

(1) 大臣官房統計部 部長 長 清

(2) 大臣官房統計部統計企画課 課長補佐(民間委託推進班担当) 岩崎 圭太

落合委員長 それでは、定刻となりましたので、第36回官民競争入札等監理委員会を開会したいと思います。

本日の議題は、農林水産省の「牛乳乳製品統計調査」実施要項案、「生鮮食料品価格・販売動向調査」実施要項案、「木材流通統計調査のうち木材価格統計調査」実施要項案と、実施要項案が3本ありまして、その後、国民各層との対話における有識者ヒアリングの結果報告となっております。

それでは、まず実施要項案につきまして御審議をいただきたいと思います。本件につきましてはこれまで入札小委員会で審議をしまいましたが、その審議の結果につきまして入札監理小委員会の小林副主査から3件まとめて御報告をお願いいたします。

小林副主査 3件まとめて御報告させていただきます。お手元の資料の1-1、2-1、3-1というものに要点をまとめていただいておりますので、それをごらんいただきたいと思います。

牛乳乳製品統計調査は、他の2調査とは異なりまして基礎調査と月別調査という性質が異なる調査を行っております。これの位置付けについて、委員会の方で検討をいたしました。従来から基礎調査と月別調査は、調査方法として基礎調査の方は年1回の郵送、調査員併用調査で、月別調査は毎月の郵送調査ということでございますけれども、従来から一体の調査として実施していたという経緯がございまして、異なる調査主体がこれをやるということになると、また回収の点から問題が生じる懸念があるということでございまして、今回は基礎調査と月別調査を一体の調査として実施するというにいたしました。

しかし、今後に向けては基礎調査と月別調査というものの関係を含めて効率的な事業の実施に向けて検討するよとということで、農水省と確認をしたところでございます。

それから、3調査同じということで申し上げますと、調査期間が1月から12月ということで、契約期間が複数年にわたるとございまして、それで、年度をまたいで業務を実施することになりますので、民間事業者から見て契約金の支払い時期と業務の関係の明確性というところで確認が必要ということでございまして、効率的な適正な実施がなされたことを確認して業務に応じた金額を支払うと実施要項に記述したところでございます。

次に、サービスの質でございます。牛乳乳製品統計調査と木材流通統計調査のうち木材価格統計調査でございますが、これはいずれも100%を達成するということで設定してございます。100%の設定についていろいろ議論がございまして、100%達成というものが民間事業者の努力だけで達成し得るのかということと、100%の達成ということを明記することによって、それが理想的な達成度であるとしても、そこに事業者の創意工夫といえますか、どこまで発揮できるのかというようなことで議論いたしました。

それで、従来から100%を達成するというのが従来な目標になっておりますので、農水省との連携、調査協力等も得て100%を達成するよう事業を行っていくことを確認すると同時に、農水省の方でも確保されるべき質として100%の回収というものが合理的な質の設定であるかということ踏まえて、前向きに検討してほしいということをお願いしました。

これに対しまして、生鮮食料品価格・販売動向調査のサービスの質については、これは100%ではございませんので、その次のディスインセンティブとの関係で資料2-1の2のところを見てい

ただきますと、ディスインセンティブとして から までということで、 として月別の回収率が月別目標率を下回った月は4か月以上あった場合、 として年間回収率が年間目標率を下回った場合、 として1年間のデータ修正回数が合計6回以上あった場合。これが最低ラインということで、それを下回った部分について、要因について分析して報告するというところでございました。

それについて、特段のディスインセンティブに当たるようなペナルティは課さないことではありますが、要因について分析して報告させる事項と、その都度指示を行って対処させる事項ということ整理して、 については月別調査結果の公表への影響を最小限にとどめる観点から、1か月でも月別の目標率を下回った月があった場合には要因を分析して報告するというように修正していただきまして、 についてはデータ修正が発生した場合、随時改善策の指示等を行って対処させるということで、 については削除したというところでございます。

ほかの2調査につきましては、ディスインセンティブとインセンティブの設定について議論の余地があったところでございますけれども、これについては今後の課題ということで、ほかの統計調査の事例等も見ながら前向きに検討をするということで、農林水産省と確認をしたところでございます。

3番目といたしまして、落札者決定に当たっての評価基準でございます。この3調査とも、組織の専門性ですとか、牛乳で言いますと牛乳乳製品の生産流通関係の知識を有する職員を有しているかというようなことで、必須項目の中にその組織の専門性を入れているところでございます。100%の回収ということで、牛乳乳製品と木材価格統計調査の方はこれを必須項目として入れるということで落ち着いたわけでございますけれども、これについては記述の仕方が非常にあいまいで、参入の障壁といえますか、参入の制限になる可能性があるということで、どういうことを備えていれば組織の専門性が満たされるのかということについて、明確に具体的にその入札説明会等で説明していただくということを確認いたしました。

生鮮食料品価格・販売動向調査の方は議論をいたしまして、これについては加点項目にするということで、結論としてなりました。

もう一つ、民間からの意見ということですが、その調査票の郵送について信書便の条件ということで、送付方法について応札者の懸案事項としてほしいという要請がございました。これについて農林水産省とも調整をいたしました結果、調査項目が記入されている部分は信書に該当すると判断されるので、送付に当たっては信書便を用いるということを求めますが、未記入の調査票については信書に該当しないということで、送付方法について応札者からの提案もできるよう、実施要項の記述を修正したところでございます。

3調査とも大変いろいろ議論をいたしまして、まだ検討すべきことはサービスの質の部分と、それからインセンティブ、ディスインセンティブについても検討の余地はあるということでございますが、できる限り事業者との連携の中で目標を達成するようにということを要請したところでございます。以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。それでは、小林副主査からの御報告どおりに「牛乳乳製品統計調査」実施要項案、「生鮮食料品価格・販売動向調査」実施要項案、「木材流通統計調査のう

ち木材価格統計調査」実施要項案につきまして、本日の委員会で議を行うということにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

落合委員長 それでは、異存がないということでありますので、農林水産省に入室をお願いします。

（農林水産省関係者入室）

落合委員長 それでは、農林水産省の3件の実施要項案につきまして、本委員会としてこの際、何か発言しておくというようなことがありましたらお願いしたいと思います。

小林委員 副主査をしております小林でございます。よろしくお願ひいたします。

この3調査について入札監理小委員会の方でかなり熱心に議論をいたしまして、このようになりましたことに入札監理小委員会としても感謝するところでございます。この議論に当たりまして、入札監理小委員会の方で若干のコメントがございますので申し上げたいと思います。

この3調査は複数年契約ということで、年度をまたいで業務を実施する初めてのケースとなります。そのため、その契約金の支払い、事務手続きの面で混乱を生じることのないようにしていただきたいということと、それから農林水産省と事業者とで十分に連携を取りながら目標を達成するように、事業が円滑に進むように努めていただきたいと思います。

また、各調査において求めているサービスの質を達成できるように、これまでの農林水産省が実施してきたノウハウや経験等を事業者に伝えたり、必要な支援を十分に行っていただきたいと思ひます。

入札に当たりましては、競争性を確保して、より効率的に、そしてサービスの質を上げるということが、この公共サービス改革法の趣旨でございますので、競争性を十分に確保していただきたいということで、広く入札参加者が参加できるような条件を整えていただきたいと思います。

したがいまして、議論されてきましたとおり、組織の専門性等のところでは入札参加者に制約が及ばないように、十分に入札説明会等で具体的に説明をしていただきたいと思います。

それから、今回の事業につきましては牛乳乳製品と木材につきましては100%という目標を設定しておりますので、各調査とも農林水産省において実施状況を十分に把握して、落札者決定に当たっての評価基準をより適切に設定するということと、目標とする回収率、サービスの質を達成できるようにしていただきたいと思います。サービスの質の設定に当たりましては、より合理的な基準を設定できるよう、今後とも前向きに検討していただきたいと思います。

今回の「牛乳乳製品統計調査」については2つの種類の調査を行うということで、基礎調査と月別調査の関係について審議の場で議論になりましたけれども、この2つの調査の関係について今後とも、より効率的な事業の実施が可能になるように検討していただきたいと思います。

また、今回は実質的にインセンティブとディスインセンティブの導入について設定はいたしませんでしたが、事業者の創意工夫を喚起するといった意味ではインセンティブ、ディスインセンティブということが非常に重要になってまいりますので、これからも前向きに検討していただきたいと思います。

今回、コメントいたしました事項につきましては、必要に応じて統計調査分科会においても議論していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

落合委員長 それでは、本件につきまして本委員会として了承ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

落合委員長 それでは、了承ということにしたいと思います。今、了承をいただきましたので、公共サービス改革法第14条第5項の規定に基づいて、農林水産省から付議されました実施要項案について監理委員会としては異存がないということにしたいと思います。

それでは、私から手交させていただきたいと思います。

(落合委員長から農林水産省へ実施要項手交)

落合委員長 それでは、実施要項の了承に当たりまして、農林水産省大臣官房統計部の長部長からごあいさつをいただきたいと思います。

長農林水産省大臣官房統計部長 それでは、一言ごあいさつをさせていただきます。

本日は、「牛乳製品統計調査」、「生鮮食料品価格・販売動向調査」及び「木材流通統計調査のうち木材価格統計調査」の実施要項につきまして、これまで精力的に御審議いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

農林水産省としまして、初めて実施いたします公共サービス改革法の案件ということでございます。また、複数年契約により、年度をまたいで業務を実施する初めてのケースということでございますので、今さまざまな観点から御指導いただきましたように事務手続きを確実に進行。調査票の100%回収という極めて高い統計の質を求めている調査でもありますので、民間事業者との連携、それから支援も含めまして、円滑に事業を実施してまいりたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。

落合委員長 それでは、農林水産省におかれましては公共サービス改革法の目的を十全に実現すべく、努力をしてくださるようお願いしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

(農林水産省関係者退室)

落合委員長 ここで、次の審議に移る前に委員の方々に席の移動をお願いしたいと思います。それでは、事務局の方でそれぞれの委員の移動先等の案内をお願いいたします。

(委員 移動)

落合委員長 それでは、続きまして2番目の議題であります「国民各層との対話について」というものです。これは、これまで3回に分けて有識者の方々からプレゼンをお願いして、貴重な御意見を数多くいただいたところでありますが、この有識者のヒアリングの結果をまとめる形の報告を事務局の方からしていただいた上で、それに基づいて自由に意見を交わすというような順番でやりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、事務局の方からお願いいたします。

櫻井参事官 それでは、資料4をごらんいただければと思います。

御案内のとおり、5月16日から3回にわたりまして、監理委員会に計8名の方にお越しいただきまして、プレゼンテーションをしていただくとともに、委員の皆様方と意見交換をしていただきま

した。資料4の1枚目に8名の方の名前が載っておりますので、御参照いただければと思います。

国民各層との対話として監理委員会で行っていただくものについては、これで一区切りだと思っておりますが、併せて現在、地方での意見交換会を実施していただいているところでございます。既に6月25日、26日は大阪と岡山で本田委員長代理に行っていただきまして意見交換をしていただいております。更に、今後7月29日には仙台に前原委員に御出張いただく。それから、8月5日、6日にかけて高知の方に吉野委員に御出張いただきまして、引き続き地方における意見交換を実施しますので、最終的には、地方における意見交換も含めて、今回の一連のプロセスが終わるわけですが、今日は中間的に、監理委員会でご議論いただいた8人の先生方の意見交換の概要をまとめさせていただきます。

資料4の2ページ以下に、その取りまとめをしたものがございますので御参照いただければと思います。もとより、それぞれの方から様々な御意見をいただきましたので、それが十分にこの2枚の紙に尽くされているとは私どもも思っておりません。意図が十分に伝わらないところ等もあるかと思っておりますが、その点は御容赦いただければと思っております。

3回の委員会でいただいた御意見を5つの項目に分けてみました。

1つは、市場化テスト、あるいはアウトソーシング、民間委託の基本的な理念といたしましては、考え方、こういったところにつきましては、例えば「官が支配する公共」ではなくて市民が主体の公共をつくる必要がある、公共を市民が担っていくんだということで、市場化テストその他の民間事業者の活用というのも、その中で位置付けるべきではないか、といった御意見があったかと思っております。

それから、民間委託をするときにどうしてもコストの削減のみにいってしまっているのではないかと。それではだめなので、行政の責任はどこまできちんと果たしていくのか、どういう風にしていきたいのかという理念をしっかりと委託を考えなければいけない。

また、同じような話でございますけれども、(3)にコストの削減と質の向上の両面から進めると言いながら、実際はやはりコスト削減に力点が置かれてきたので、それが場合によっては一種のゆがみを生ずるおそれもあるのではないかと。

(4)でございますように、むしろ質の向上とか、知恵やアイデアの競争といった面に重点を移していくべきではないか、といったような御意見が何名かの方からあったかと思っております。

それから、最後の(5)は、理念とはちょっと違うかもしれませんが、市場化テストについて、目玉となる事業が要るのではないかと。国民の理解をこれからも得ていくためにも、目に見える実績というものを挙げていただく必要があるのではないかと。こんな御指摘があったかと記憶しております。

2つ目に、対象事業をどう選ぶか、あるいはその一環として民間からの提案をどう集めるか。自治体についての御発言、それから国についての御発言を一緒にしていますので、ややその焦点がぼけているところがあるかもしれませんが、この点につきましては(1)にまずございますように、対象を選ぶときに行政側の都合で決めることになりがちなので、そうならないように民間事業者の方から、これを行うと市民のためによりよいサービスが提供できるという提案をもらって、市

民の利益という観点から判断していくべきではないか。行政の一人よがりになってはならないのではないかという御指摘です。

それから(2)でございますが、実際に所管している当局はなかなか自分からやるとは言わない。やらない理由はたくさん言うけれども、やれるとはなかなか言わないので、やはり首長などのリーダーシップが非常に重要であるという御指摘があったかと思います。

また、(3)でリーダーシップを前提にしつつもということかと思えますけれども、それを補完するものとして第三者の監視機能、第三者機関といったものも非常に重要であるという御指摘がありました。

(4)でございますけれども、官民競争入札は非常にいい制度である、もっと活用すべきであるにもかかわらず、実際にはなかなか進展していないのではないか。その点を率直に認識・評価した上で、これからの在り方を考える必要があるのではないか。

どうして進まないかという、官民競争入札の場合、官には負けるということに抵抗感がある、あるいは予算制度や人事体制に硬直性がある、等々の理由から、しょせん民間に未来永劫移管すると決めた事業だけを市場化テストの対象にする、という傾向があるのではないか。こういった点を打開するためのさまざまな工夫が必要である。これは、どちらかというと市場化テスト全般というよりは、官民競争入札に力点が置かれた御発言だったかと思えますけれども、そういったような御意見がありました。

それから、(5)でございますのは、民間に提案を求める件でございますが、現状は、ある事業者が提案を行ってもその事業者には特段の利益がない。提案をして事業が採択されますと、これは通常入札に付されますので、入札になったときには提案者と提案者以外とに何の区別もございません。せっかく提案をしても何ら利益がないということになると、そもそも提案するインセンティブがなくなってしまうのではないか。

必ずしもそれと同じ文脈ではなかったのですが、この提案方式の問題点として(5)の後半に書いてございますけれども、提案が初めはたくさん出るんだけど、だんだん減っていく傾向にあるのではないか。この点についても留意が必要なのではないか、というような御指摘があったかと思えます。

それから、(6)でございますが、提案を受け付けるときに今の業務についての提案だけではなくて、新しい業務をやるときにそれを民間に付せと、自らやるのではなくて市場化テストにかけるといった提案も受けたいのではないか。こんな御指摘もあったかと記憶しております。

3ですけれども、事業が選ばれた後、質の設定にいくわけですが、これもいろいろな御議論があったので必ずしもまとめ尽くされていないかと思いますが、第1にそもそもミッションをどう立てるかの議論が不足しているのではないか。ミッションがはっきりしないと、質の設定や評価と言っても無理なので、業者についてはまずそのところが不十分なのではないか、という御意見があったかと思えます。

それから、質の決め方について、(2)ですけれども、対象事業の選定と同じような話ですが、行政の方が勝手に決めるだけではだめなので、民間の提案で民間がいわば質の設定についても提案で

きるような競争環境がつけられる必要があるのではないか。

あるいは、(3)にございますように、最終的にはやはり顧客満足度が重要であり、計画書どおりにできるかどうかではなくて、顧客満足度というところから成果を評価する必要があるのではないか、といった御指摘もあったかと思えます。

それから4です。これは、対象事業の選定にも関わりますし、質の選定にも関わるかと思えますけれども、特に自治体関係の御発言が多かったこともございまして、市民参加ということについての御意見がたくさんあったかと思っております。

(1)にありますように、やはり受益者である市民から質を評価してもらった仕組みというものが必要ではないか。

(2)にありますように、市民は単なる利用者ではない。一緒に公共を発展させる主体者であるので、自立的な市民が担う公共といったものを育てる必要があるといったような御意見。

それから、具体的には指定管理者などの場合について、その審査やプレゼンテーションにサービスの受け手である市民が参加していない場合が多いということについても改めるべきではないかといったような御意見。

更には、手づくりの実感を持ちながら人とのつながりをつくっていくということが市民が一番求める質なので、当事者参加が不可欠である。こういったような御意見が、市民参加という文脈の中であったと思えます。

最後に、5で「その他」と書いてございますけれども、1つには公共サービスの改革を進めようと思ったら1つだけのところに着目するのではなくて、全体を一連の流れとして評価をして必要な条件整備をする必要があるといった御意見がございました。

それから、(2)でいわゆるPPPですね、官民連携ということで、市場化テストも、あるいはPFI、指定管理者、これらの制度を大きくくれば、いずれもPPPに入るわけですが、今は担当部局がばらばらではないか。したがって、その間の一元化、連携の強化ということが重要なのではないかと。更に言うと、制度そのものもそれぞれが重畳的に併用するようなことができるようなことも考えていく必要があるのではないか、といった御意見がございました。

最後に、特にこれは自治体の民間委託の例ですけれども、地域経済の活性化、あるいは地元の事業者の方々をどう活用するか、こういったところも是非考えてほしい、といった御意見もいただいたところでございます。

冒頭申し上げましたように、8名の方のご意見を十分にまとめ切れたいと思いません。抜けていたり、表現が不十分であるところもあるかと思えますので、一つの参考にしていただければということで御紹介させていただきました。これを含めて自由に御議論いただければと思っております。以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。

それでは、どなたからでも結構でございますので、自由に御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、森委員どうぞ。

森委員 実は、私どもたまたま前から民間提案型の業務改善制度をやっているんですけども、傾向としてだんだん件数が少なくなってくるというのが1つ、やはりあります。

その中で、先月末に締め切りましたけれども、当然上がってきますと担当のグループのところで、このことに対していろいろと議論をしてどうだということ、以前ですと初めからネガティブに入っていてしまう。できないということはここにもありました。

しかし、今回一つ変わってきたなと思ったことは、こういう業務をそこに一緒にしてもらおうと、いわゆる出せるのではないかと。出てきたところの担当グループはそういう考え方を持ってきたということはある面では一歩前進したのかなと、内部で今そんなことで、これを今度は第三者の評価のところで実際に担当グループと、それからプレゼンテーションでやっていただきますけれども、進化をしていくためにはいろいろなステップを踏んでいかなければいけない。一足飛びになかなかこちらが目指す方向にはいかないというのが現状ですので、そんなようなことを自分のところで感じているということを含めて、また進めていただければと思います。

落合委員長 ありがとうございます。ほかにどの点でも結構ですけども、どうぞ。

では、小林委員どうぞ。

小林委員 3ページ目の3の質の設定の(1)でミッションをどう立てるのかという議論が不足しているというのと、(2)の質についても民間が提案できてきちんと競争できる環境をつくる必要があるということがあるんですけども、ミッションを立てるとき、今は官が切り出してきた業務について、その切り出し方が従来からすごく小さくて、十分に一つの目的といいますか、もう少し大きなミッションというところまでいかないところがあって、業務の切り出し方と、その上位目標かもしれないんですけども、その公共サービス自体のミッションの関係がどうかということが、やはり十分議論されていないと思うんです。

多分、今、官庁の方で切り出してきたときには、決してそのミッションから考えているわけではなくて、切り出しやすいどこを切り出せるかというような観点で立てていると思われるんです。だから、官の方でももちろんミッションを考える大前提だと思うんですけども、そのミッションと整合したような事業領域というものをどうやって切り出していくのかということを考える必要があるだろうということです。

それから、今まで入札監理小委員会でやっているのと、やはり官の方のいろいろなアイデアというのは余りなくて、どうしても民間事業者の方にアイデアを出してほしいと、アイデアを逆に求めているようなところがある。そうすると、実施要項の作り込みなどでもある意味すごく仕様発注的になって、仕様発注になってしまうと民間事業者はアイデアが出しにくいということになるのに、今までやっていた業務はこうなのでということがベースになっているので、前にワーカーズコープの田中さんが、ざっくり出して、それで民の創意工夫をいろいろ出してもらおうといいますが、民もいろいろなところと協力しながらやっていくことが必要なのではないかと言われていたと思うんですけども、質とかコストとかの競争が今の実施要項の中には効かないようなつくりになっているところがあるんですね。

だから、そこはやはり広く出して競争してもらいたいんですけども、今までやっていた業務ペー

スで考えてしまうので、民間の質の、その意味で今日などもそうだったんですが、インセンティブというところを十分に出して行って、その質の部分でも民が提案できるようにしていくというような創意工夫をもっと喚起するような工夫というものを増していかなければいけないということです。だから、実施要項のつくり込みと言うんでしょうか、実施要項のレベルでどこまで民の創意工夫を引き出せるのか。官民が競争すれば本当は一番いいと思うんですけども、官の方でもいろいろアイデアを出して考えていく。そこのところがまだ能力不足でできないけれども、民の方に出してもらう。

ちょっと難しいんですけども、実施要項などの審議の中でも民間提案をもっと呼ぶことができるような仕組みというものが必要なかと思っています。まとまらなくてすみません。

落合委員長 どうもありがとうございました。

では、前原委員どうぞ。

前原委員 今の森委員、小林委員の御意見と一緒になのですが、地方に出張させていただいてお話を聞いていますと、地方公共団体の方が一歩進んでいるような感じを受けます。それはやはり業務が目に見えているということと、地方の行政改革が急務になっているということがあるのではないかと思います。

ところが、この委員会でいろいろヒアリングをしていますと、国になるとどうもその辺がピンぼけになっています。言われてしょうがないからとか、明らかにそうではないかと思われるようなものもある。やはりやる以上は成功していくモデルをつくらなければいけないのではないのでしょうか。何となく嫌々やっているので成功モデルにならないというケースも散見されているような気がいたします。そういう意味では確かに地方の動きをもう少し我々は参考にした方がいいのではないかと思います。

落合委員長 ありがとうございます。ほかに御意見をどうぞ。

小幡委員 今の地方のことに絡むのですが、3ページの4の「市民参加について」というところ です。質の評価の中での市民参加というのは、モニタリングとして、利用者である市民にアンケートをすとか、そういうことで踏み込むことは比較的容易だろうと思いますが、問題は実際に業務をするときに市民を利用するというようなやり方をする場合でして、これはPFIでも当初このような提案をどういうふうにしたらいいかということが大分議論になったのですが、本来、公の施設などではあり得るわけですね。お金を使ってやるというよりは、市民にやってもらうという形なのですが、なかなか我々の方では国が念頭に置かれていたということもあり、施設物というよりはサービス物ですからということもありまして、なかなかこういうところは視点として入っていなかったように思います。

したがいまして、今後も正面から我々として取り組むということまでは必ずしも要らないとは思いますが、特に地方の現場に行くとこのような市民参加の可能性もあるので、多少とも頭に置いておくことは必要かと思っています。

落合委員長 ありがとうございます。

では、榎谷委員どうぞ。

榎谷委員 2ページ目の一番下の提案者の利益ですね。これからどんどんユニークな提案をしてもらうのに、提案者の利益ということで加点方式などでインセンティブが必要だと。これは非常にわかりやすいのですが、どの程度提案者の利益を加点するかを実際に実施要項の中で議論するのは難しいので、もしそういうことが別に入札の中で不正ではない、あるいは不当ではない、不法ではないというのであれば、そういうルールをつくるのもひとつ面白いかなと思って、実はこれは聞いていたんです。

これはどうですか。こういう一種の差別をするということと、入札をするということとの整合性がこういうことであり得るのかどうかというのはいかがなんでしょうか。もしできれば、法的に問題なければ、第1回の最初の入札についてはそれも一つかなという気がします。

櫻井参事官 率直に言って、まだ答えを見出せておりませんので、先生がおっしゃるように考え方としては理解できる場所がございますので、一度検討してみたいと思っております。

ただ、一般的に言うと、入札というのは、提供される質とコストというところで見ることになります。そうすると、入札者が事業の提案者であるかどうかというのは、質やコストとは関わりがないと言えば関わりがないので、普通にぱっと考えると、なかなか入れづらいかなという気はしています。

この点は、たしか根本先生などがおっしゃられたと思うのですが、御趣旨はわかる場所がありますので、こうしたことが可能なかどうかは、内部でも検討してみたいと考えております。今の段階では確定的にイエス、ノーが言えないというのが率直なところでございます。

落合委員長 この中の提案という意味なのですから、どのくらいの抽象度のあるものなのか。具体的にある公共サービスというものの切り出し方についての提案というものもあるでしょうけれども、例えばある具体的な公共サービスの切り出しが決まったときに、それについて更に抽象度が下がる。

言い換えれば、具体的な提案というものも考えられるといったときに、この2ページの(5)の提案者加点方式というのが一体どの辺の抽象度のレベルの提案を考えているのか。これは、そういう発言をされたときに聞けばよかったのですが、その機会を失ってしまったのですが、どうも提案と言ってもここは少し仕分けして検討していく必要があるかと思っておりますので、事務局の方で検討される際にはその辺も意識してやっていただければありがたいと思います。

櫻井参事官 おっしゃるとおりで、どの段階で提案されるか、あるいはどの程度の具体的な提案をされるかによっても違って来ると思います。

例えば、私の手元にある根本先生の資料を見ますと、事業提案を行った提案者について一般競争入札の総合評価においてあらかじめ開示された加点を行う、というようなことをお書きになっていきますので、これはどちらかというと、入札をやるかやらないかという初めの段階で、こういうことについてこういうやり方をしたらいいんじゃないかという提案をした事業者に加点をしたらどうか、というような御趣旨かと思っておりますが、いずれにしてもそれも含めて勉強してみたいと思います。

落合委員長 ほかに御質問、御意見等がございますか。

では、逢見委員どうぞ。

逢見委員 今度のヒアリングでいろいろと示唆に富むお話が幾つかあったかと思います。1つは一番の理念というところだと、官が提供する側で国民がサービスを受ける側という提供者と受益者みたいな関係で問われるのではなくて、もっと市民の主体性というものを考えるべきではないかということです。

社会保障の議論を別の場でしていても感じたことですが、私たちは税金を払っているんだから、あるいは料金を払っているんだから受益者である。だからちゃんとサービスをしなさいという関係だけだと、これでは公共サービスはうまく回っていかない。

そういう意味で、公共サービスを考える際に、自分たちも単なる受益者ではなくてその支え手である。主体的参加者の一員であるということを入れる。そういう意味では、やはり地方の方が少しそういう部分に一步走り出しているところがあるのかなという感じがします。公共サービスを考える際にそういう理念というものを何かの形で、すべてなじむかどうかわかりませんが、そういうものを入れる必要があるのかなということが1つです。

それから、もう一つは質の設定です。公共サービスは、価格だけではなくて質だというのはかなり共通して出ていると思うんですが、その際にやはり入札についても価格競争だけではだめなので、質をどう入れるかということで総合評価とか、そういうものも出ているのですが、総合評価の中で質がどのように客観化されているのかということについては実際に問題がある。そういう意味で、市場化テストは実施要項の中で質をかなり客観的に打ち出そうとしている。議論に加わってみて、これだけで十分サービスの質が評価されているかどうかというのは、まだ十分とは言えない感じもいたしますが、しかし、それでも市場化テストの委員会がそれをやっていること、そしてできるだけ今後も質の議論を精緻にすることによって、それを公共サービスの中に広めていくということが必要なのではないかと思います。

それから、市民参加ということについてもやはり地方の方が進んでいるなという感じがいたしました。国の方は直接市民とか国民と接しないこともあってなじみにくいのかもかもしれませんが、市民が参加するということだと、市場化テストのときに入札に参加するのが民間事業者だというイメージで我々は考えておりますけれども、民間事業者だけではなくてNPOとか、あるいはこの前ヒアリングで出てきたワーカーズコープとか、そういうものが参加するということも想定した市場化テストの仕組みということも考えていく必要があるのかなと思っています。

落合委員長 ありがとうございます。

本田委員長代理 先週、大阪と岡山に行ってまいったんですけども、前原さんがおっしゃったように、また逢見さんがおっしゃったように、地方自治体の方がかなり真剣といいますか、考えてみると確かに質の問題もあります。行ったのは大阪ですから、御存じのような知事になって、2,700事業全部出して先月、6月30日で締め切るとか言っていましたけれども、同じようなことを岡山市などもやるようで、岡山市も非常に残念ながら財政事情は悪いんです。そういう危機意識がやはりあるのかなと。

それともう一つは、自治体によってはかなり団塊の世代の退職という問題があり、一方で、新しく採用するのは大変なことだという中で、できるだけ出していかなければいけない部分がかなりあ

ったのかなと思います。

ただ、今、質の問題も出ましたが、市民参加もかなりあるんですけれども、やはり国の場合と比べて、自治体といっても県レベルや市町村レベルがある中で、いわゆる基礎自治体の場合はほとんどが住民サービスというか、サービス業務です。そういう質的な問題が国の場合と違うのかなと。それをどう考えるか。

具体的な例は今、出ているPFI、指定管理者制度で市場化テストだと。指定管理者制度などはNPOなどですとボランティアで極端に言えばある意味ではただだと、そんなことは余りないと思いますけれども、そうすると市場化テストとなったときに民間企業となったら赤字でもやりますというのはまだ考えられないんです。そこに私は事業の対象が変わってきて、かなり大型のものも民間に出して行って、それは民間が参加した場合にはもちろんコストでも利益が出る。なおかつ質のレベルがいいというところで、こここのところの仕分けをどう考えるのかということをやっと大阪で感じました。

今日の御意見の中にも、PFIと指定管理者制度と市場化と、内閣府に3つあるそれがばらばらなのでどういうふうになっているんですかという質問がありましたが、ちょっとそこはわからなかったものですから、ただ、そのことと今、申し上げたようにそれぞれの業務によっていろいろな知恵を絞っていかねばいかぬのかなという感じが率直にいたしました。

いずれにしても、できるだけ地方の声を使いながら中央省庁を動かすという方が手っ取り早いのかなと。やれるようにしてあげるよという感じの方がですね。そんな印象を持ちました。

落合委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。

では、榎谷委員どうぞ。

榎谷委員 市民参加と言うのかどうかわかりませんが、例えば登記の関係とか、いろいろ入札監理小委員会の方で実施要項の審議をしているときに、官の方は官の論理の中で、今までの経験の中で実施要項をつくり込んでいくわけですね。我々はそれを見て比較的、民の論理の中でやっているつもりではあるのですが、その中身を十分法務局が全部知っているわけではないので、どうしても切り込みが甘いのかもわかりません。

例えば、この市民参加などを聞いてみますと、一緒につくり込んでいくというんでしょうか。実施要項を議論しながらつくり込んでいくという作業をして、そこに任せていくというスタイルですが、そうすると競争にはならないわけです。だから、最初から競争しないといけないものなのかどうか。最初の段階では何社か共同でやらせて、ノウハウを一般に公開をして、そして第2回目くらいから本格的な入札をしていくとか、何かワンクッションどこかで、つまりつくり込んでいく作業を1年、2年かけてやっていくようなことができれば、もう少し難しいレベルのものもできるのかなと思ったりするのですが、なかなか言うのは簡単で……。

ただ、地方公共団体の場合は今、市民で参加してくださいということですね。そこでいろいろ議論をしてつくり込んで行って、そこを民間に委託するみたいな形になっているので、国の場合は難しいかわかりませんが、最初の段階で3社、4社くらいある程度関心のあるところに入っていたいて、とにかく共同でやっていただいて全部ノウハウを公開する。

それを実施要項にして、その次からは競争するというようにどこかワンクッション入れられれば、もう少し実施要項をつくる時でも中身の整った、質の整備された、質のレベルでもいろいろ議論されて、あるいは中身も点検されたような実施要項ができて、よりレベルの高い競争ができるのかなという気はしているんですが、どうしても官のレベルの実施要項になってしまう。あるいは、我々は切り込むんですけども、なかなか切り込み切れない。実態がよくわからないので、その辺の問題を何か解決できないかという気が、これを聞いていていました。

落合委員長 ありがとうございます。

では、前原委員どうぞ。

前原委員 独立行政法人とか、統計部会のヒアリングをいろいろやらせていただいて、先ほどの提案というところで感じるのですが、今やっていることを同じような形で民間にやらせるというのが大前提になっていますね。しかし、私たち民間人の目から見ると、むしろその事業全体をやめてしまった方が合理化できるのではないかと。というケースもある。もしそういう提案をしたら、それはどのように評価されるのか。極端な例ですけども、幾つかそういうものがありました。

それから、民間にやらせるよりも、例えば統計調査などでも全部オンライン調査にしてしまったら一遍で合理化ができてしまうと思われるケースもあります。ところが、今やっているやり方で何とか民間にやらせようとするから、議論が非常にとんちんかんというか、無駄な議論になっているというようなことを感じました。

それから、統計調査の現場の統計調査員の皆さんの話を聞くと、結構モラルも高いし、国のために役立ちたいというお気持ちを大変強く持っている方が多いので、感動しました。そういう方々に対して、この統計調査をした結果、このように国に役に立っていますよとか、地方に役に立っていますよというフィードバックが余りないですね。この辺はもう少し考えていかなければいけないのではないのでしょうか。これができていけば、民間が仮に途中に入っても、さっき言ったミッションという部分がはっきりするのではないかと感じました。

落合委員長 ほかにございますでしょうか。

それでは、予定いたしました議題はすべて終了ということになります。次回の日程その他を含めて、事務局の方から何かございますか。

櫻井参事官 特にございません。

落合委員長 それでは、監理委員会を終了ということにさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。